

八郎瀉町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和7年3月

秋田県八郎瀉町

目次

1 事務事業編策定の背景と目的	
1. 1 計画策定の背景.....	1
1. 2 計画策定の目的.....	2
2 計画の基本的事項	
2. 1 計画の位置づけ.....	3
2. 2 計画期間.....	3
2. 3 計画の対象範囲.....	3
2. 4 対象とする温室効果ガス.....	3
3 温室効果ガスの排出状況等	
3. 1 基準年度実績.....	4
4 温室効果ガス排出量の削減目標	
4. 1 目標設定の考え方.....	5
4. 2 温室効果ガスの削減目標.....	5
5 目標達成に向けた取組み	
5. 1 取組の基本方針.....	6
5. 2 具体的な取組内容.....	6
6 計画の推進体制並びに進捗管理	
6. 1 計画の推進体制.....	8
6. 2 点検・評価・見直し体制.....	9
6. 3 進捗状況の公表.....	9

1 事務事業編策定の背景と目的

1. 1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化とは

地球は様々な気体を含む大気に包まれており、大気中には太陽からの熱を留め、温度を保つ働きをする温室効果ガスが含まれています。

温室効果ガスのひとつであるCO₂の大気中濃度は、産業革命が始まった1750年以降に化石燃料の使用が増えたことで、280ppmから急激に増え、現在では400ppmを超えています。これに伴い、世界の平均気温は1891年から0.95℃上昇しており、地球全体が温暖化しています。

(2) 地球温暖化が引き起こす様々な問題

地球温暖化の進行により懸念される問題として、気候の変化による生活や農業への影響があります。日本でも最高気温30℃以上の真夏日が増加し、すでに農業にも影響が出ています。夏場の異常高温により米の品質や収穫量の低下が報告されているほか、リンゴ等の果実も色づきが悪く、生育が遅れるといった被害が全国各地で確認されました。このような気候の変化により、農作物の栽培に適した土地は減少すると予測されています。

さらに、急激な気候の変化は、極端な降水や乾燥、台風の大型化並びに豪雪などといった異常気象として人々の生活に大きな影響を与えています。最近10年間のゲリラ豪雨の年間発生件数では、1976年から1985年の平均年間発生件数約226回と比べて約1.5倍にまで増加しています。本町においても、2023年7月に秋田県の複数の地点で観測史上最も多い24時間降水量を記録した大雨により、町民や住宅等に大きな被害を受けました。

(3) 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中で、貧困や飢餓などの世界規模で深刻化する様々な課題に総合的に取り組むために、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられ、その中に「気候変動」や「エネルギー」など地球温暖化対策に関連する目標も掲げられています。

2016年に発効された「パリ協定」では、世界共通の長期目標として「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことが定められました。この目標を達成するため、温室効果ガスの排出と吸収の均衡(カーボンニュートラル)を達成することを目指し、全ての国が温室効果ガスの削減目標を5年ごとに提出・更新することなどが定められています。

2021年8月には、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が「人類の活動が温暖化を引き起こしていることに疑いようはない」と結論付けるとともに、同年11月には国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)において、「産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求する」とした合意文書を採択し、上述の「パリ協定」で掲げた努力目標を各国が目指す世界目標としてより強く位置付けています。

(4) 日本国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

また、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2022年2月末時点においては598地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億1,500万人を超える計算になります。

1.2 計画策定の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、八郎潟町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2 計画の基本的事項

2.1 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、まちづくりに関する最上位計画である第6次八郎潟町総合計画並びに環境政策における指針である八郎潟町環境基本計画を上位計画とし、地球温暖化対策計画に即して八郎潟町地球温暖化対策実行計画 区域施策編との整合を図りながら策定するものです。

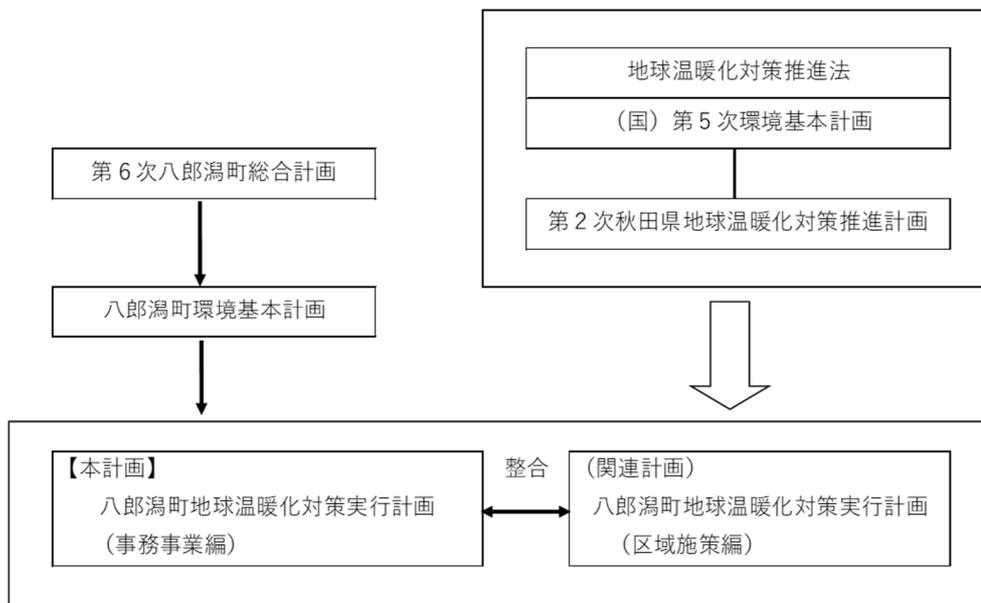


図2.1 計画の位置づけ

2.2 計画期間

令和5年に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」では、2030年度を中期目標年度としていることから、本計画の計画期間は2025（令和7）年度から2030（令和12）年度とします。

2.3 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本町の全ての事務・事業としますが、算定するのは、本町の主要な事務・事業とします。なお、算定範囲の詳細は基準施設一覧を参照してください。

また、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務・事業は対象外としますが、可能な限り委託者に対して、本計画に沿った取組を実践するように要請するものとします。

2.4 対象とする温室効果ガス

八郎潟町にあっては下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、 CH_4 や N_2O 等の排出による影響は小さいものと考えられることから、本計画の措置の対象とするのは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている CO_2 のみとします。

3 温室効果ガスの排出状況等

3.1 基準年度実績

本計画の温室効果ガス等の削減目標の設定にあたっては、数値目標の基準年度は2023（令和5）年度とします。温室効果ガス総排出量は988t-CO₂となっています。

施設別では、浄水場が全体の27.1%を占め、次いで小中学校が22.8%、町役場庁舎14.9%、図書館（えきまえ交流館）8.5%となっています。

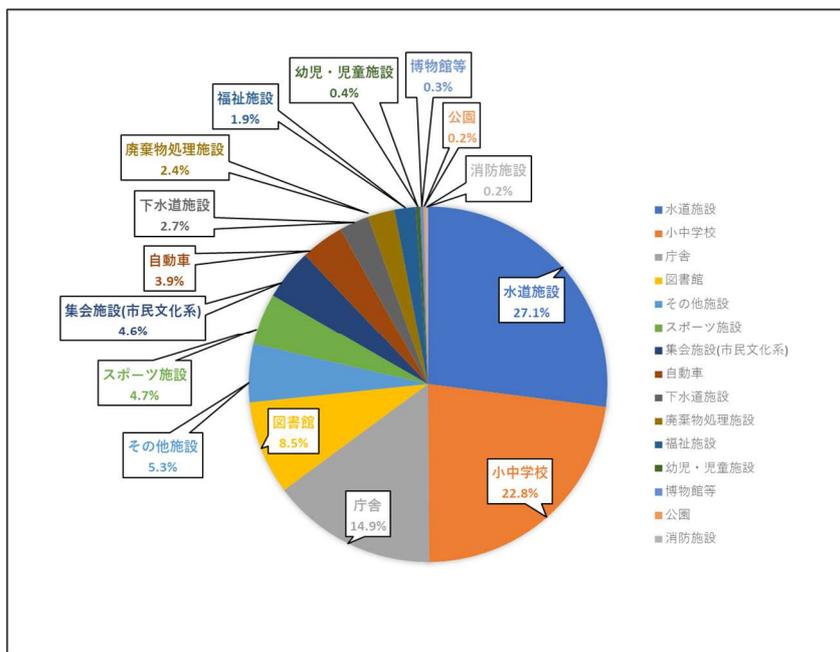


図3. 1 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2023年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の85.8%を占め、次いで灯油7.4%、LPG2.5%、軽油2.5%となっています。

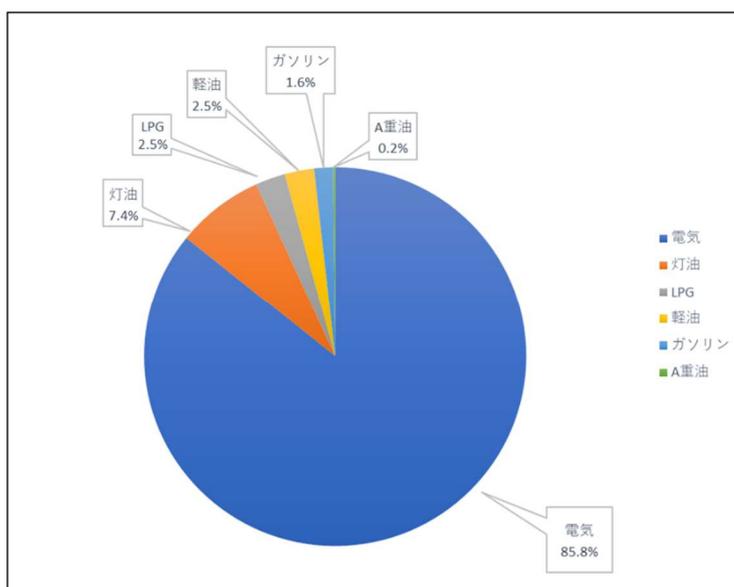


図3. 2 エネルギー別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2023年度）

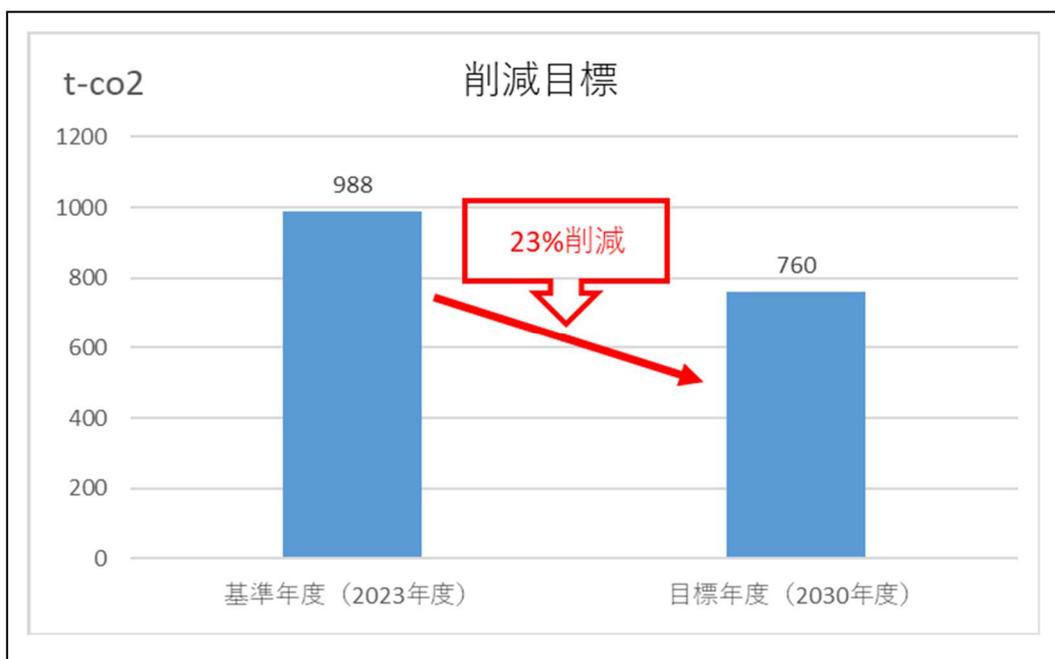
4 温室効果ガス排出量の削減目標

4.1 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画、八郎潟町地球温暖化対策実行計画 区域施策編等を踏まえて、本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

4.2 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2023年度）比で23%削減することを目標とします。



5 目標達成に向けた取組

5.1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

5.2 具体的な取組内容

政府実行計画では、表 2 2 に示された取組が示されています。本町においては、「太陽光発電の最大限の導入」、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表 22 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

(1) 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整
- ・空調機器のフィルター類の定期的な清掃

(2) 施設設備等の導入・更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備を更新する際には、再生可能エネルギー設備やエネルギー効率の高い設備を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・ 太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギー設備の積極的な導入
- ・ 高効率ヒートポンプ等省エネルギー型の空調設備への更新
- ・ 街路灯・防犯灯のLED化
- ・ 雨水を有効に利用する設備の導入
- ・ 高断熱ガラスの導入

(3) 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

(4) 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ・ 不要な照明の消灯
- ・ 空調の運転時間、温度設定の適正利用
- ・ 用紙の節減（両面印刷、裏紙の利用）
- ・ エコドライブの実施
- ・ ごみの適正な分別、可燃ごみの削減
- ・ 冷暖房に頼らず、服装の工夫などで快適に過ごすクールビズ、ウォームビズの実施

(5) 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- ・ 計画的な定時退庁の実施により超過勤務の縮減
- ・ 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の推進
- ・ テレワークの推進やWeb会議システムの積極的な活用

6 計画の推進体制並びに進捗管理

6.1 計画の推進体制

本計画を推進するため、副町長を委員長とする「八郎潟町地球温暖化対策庁内推進委員会」を設置します。各課に推進委員1名を配置し、取組を着実に推進します。

- ・ 八郎潟町地球温暖化対策庁内推進委員会

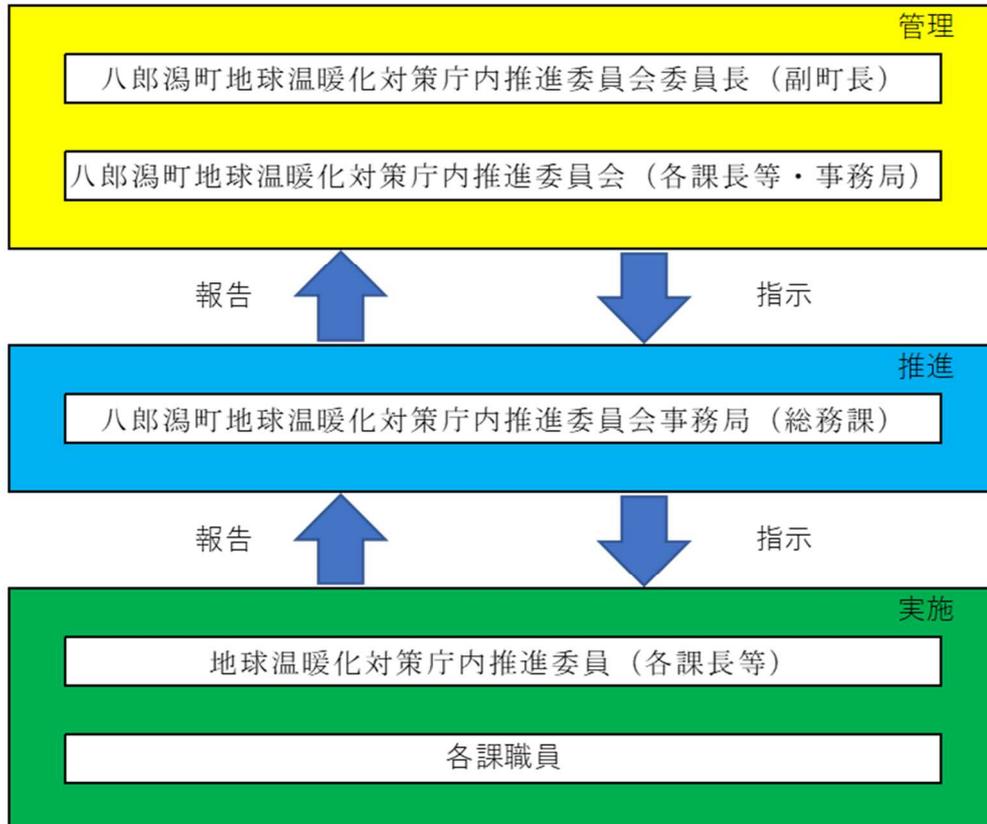
副町長を委員長、総務課長を副委員長とし、各課の地球温暖化対策庁内推進委員（各課長等）で構成します。本計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

- ・ 八郎潟町地球温暖化対策庁内推進委員会事務局

事務局は、総務課職員で構成します。事務局は、庁内推進委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

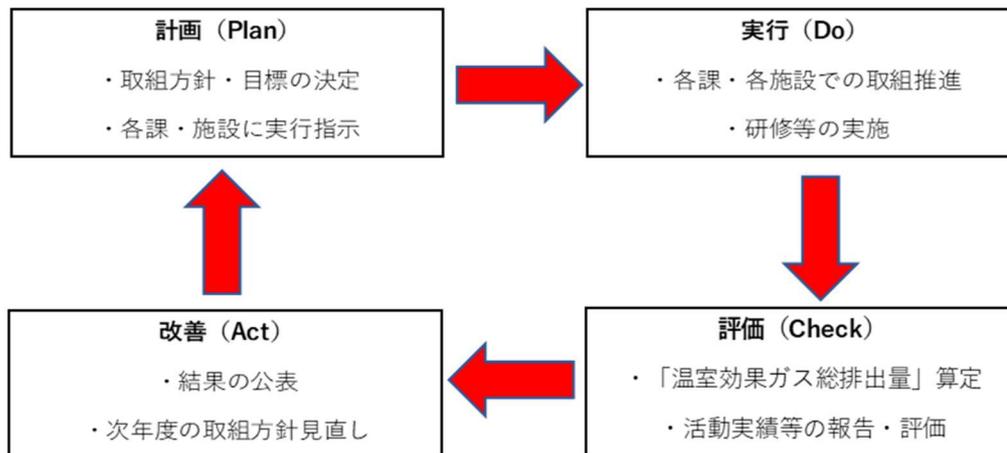
- ・ 地球温暖化対策庁内推進委員

各課に1名配置します。基本的に、各課の長を責任者として、各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。



6. 2 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことにより、点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、計画の見直しに向けたPDCAを推進します。



6. 3 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、町ホームページ等で適宜公表します。

参考資料 基準施設一覧

基準施設一覧

施設区分	施設名
行政系施設	八郎瀧町役場庁舎 一日市コミュニティ防災センター 消防団詰所（7箇所）
スポーツ・レクリエーション系施設	オリンピック記念会館 中羽立公園弁天球場 中羽立公園管理棟 弓道場 町民体育館 第二町民体育館 B & G 海洋センター プール 高岡コミュニティ体育館
学校教育系施設	小中併設校校舎 小中併設校グラウンド、テニスコート 給食調理場
文化系施設	農村環境改善センター 青年婦人会館ロマンの里 高岡コミュニティセンター
社会教育系施設	えきまえ交流館「はちパル」 八郎瀧展示館（うたせ館） 郷土芸能会館
供給処理施設	クリーンセンター 下水道マンホールポンプ 浄水場
公園	塞ノ神農村公園 駅前公園
子育て支援施設	中央児童館
施設以外でエネルギーを消費する設備等	公用車、除雪車、バス
保健・福祉施設	保健センター 寿山荘・弁天荘
その他施設	たかおか霊園・八郎瀧霊園 東屋 中央線排水ポンプ・内水排水ポンプ 道路照明灯・防犯灯 除雪センター 八郎瀧駅側駐輪場（東西） 公用車車庫（除雪車、町民バス兼用含む） 旧八郎瀧小学校校舎